

令和3年8月4日
山形県警察本部
警務部警務課

山形県警察の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和3年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

記

◎ 障害者雇用率

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障がい者である職員の数 ※重度障害者:2名換算 ※短時間勤務:0.5名換算 ②	障害者雇用率 ※法定雇用率 2.6% ②/①	不足数 ③
R3.6.1 現在	447	12	2.68	0.0

(注意)

- ③欄の「不足数」については、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。障害者雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 障がいの種別・区分・種類別の人員及び直近1年間に雇い入れた人数については、数字が一桁で少なく、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公開とします。

◎ 障がい者雇用推進者

山形県警察本部警務部長 宮元 康一

◎ 障害者活躍推進計画及びその取組みの実施状況を公表しているURL

<https://www.pref.yamagata.jp/800053/kensei/police/yamagatakenkeisatsu/profile/disclosure/keimu.html>

問い合わせ先

山形県警察本部警務部警務課
人事係 Tel 023-626-0110